証券コード　264A
2024年12月10日
（電子提供措置の開始日　2024年12月3日）

株　主　各　位

東京都渋谷区鶯谷町２番７号
株式会社Ｓｃｈｏｏ
代表取締役社長　森　　健志郎

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://corp.schoo.jp/ir
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Ｓｃｈｏｏ」又は「コード」に当社証券コード「264A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月24日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年12月25日（水曜日）午前10時

2．場　　所　東京都渋谷区鶯谷町２番７号
エクセルビル　６階　当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第13期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役５名選任の件

第２号議案　取締役の報酬額改定の件

第３号議案　監査役の報酬額改定の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事　業　報　告

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「世の中から卒業をなくす」というミッションを掲げ、法人向け研修サービス「Schoo for Business」、個人向け学習サービス「Schoo for Personal」、高等教育機関・社会人教育事業者向け学習管理プラットフォームサービス「Schoo Swing」を提供しております。

当事業年度における当社を取り巻く経営環境につきましては、不安定な世界情勢や為替変動及び原材料価格やエネルギー価格の高騰等の影響により、先行き不透明な状況が続いております。一方、社会人教育市場は労働生産性向上やリスキリングへの取り組み、持続的な企業価値向上につなげる「人的資本経営」への関心の高まりなどを背景に、オンライン学習サービスの導入ニーズは一層高まっており、その市場は今後さらなる拡大が予想されております。

このような環境の中、当社は継続的な売上高成長の実現に向けて、広告宣伝・販売促進等の積極的なマーケティング投資、人材採用・育成をはじめとした組織体制の強化、顧客体験価値の向上に向けた学習コンテンツの質の向上、新規顧客の獲得及び既存顧客に対するカスタマーサクセスなどに注力してまいりました。大企業向けには、SaaSプロダクトと顧客課題に寄り添うオプションサービスを組み合わせて提案することにより、顧客ニーズへの対応力を高める取り組みを積極的に行いました。

また、当事業年度及び今後の業績動向等を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性の判断について慎重に検討した結果、繰延税金資産を計上し、法人税等調整額（△は利益）を△97,573千円計上いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は2,852,780千円（前事業年度比42.1％増）、営業利益は116,260千円（前事業年度は623,721千円の営業損失）、経常利益は87,111千円（前事業年度は671,662千円の経常損失）、当期純利益は184,387千円（前事業年度は680,386千円の当期純損失）となりました。

当社は、「大人の学び事業」の単一セグメントとしていますが、カテゴリー別の業績は次のとおりであります。

「学び手」に向けたサービスは、主力サービスである「Schoo for Business」を中心に、大企業及び中堅企業への導入拡大に注力するとともに、ビジネスパーソンのリスキリングを後押しする学習コンテンツの拡充、ユーザーインターフェースの改善や機能追加等のユーザーの利便性向上を進めたことで、新規受注が好調に推移したほか、低い解約率を維持したことなどから、売上高は2,779,634千円となりました。

「教え手」に向けたサービスは、大学をはじめとする高等教育機関等向け学習管理プラットフォームサービス「Schoo Swing」の導入が進み、売上高は73,146千円となりました。

＜カテゴリー別売上高＞

カテゴリー	第12期 (2023年9月期) (前事業年度)		第13期 (2024年9月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
「学び手」に向けたサービス	1,956,424	97.4	2,779,634	97.4	823,209	42.1
「教え手」に向けたサービス	51,502	2.6	73,146	2.6	21,643	42.0
合計	2,007,927	100.0	2,852,780	100.0	844,853	42.1

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は21,743千円であり、その主なものはPC等の有形固定資産の取得、ソフトウエアの機能追加等に係る無形固定資産の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年12月26日に第三者割当増資によるF種優先株式3,997株の発行により、98,793千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (2021年９月期)	第 11 期 (2022年９月期)	第 12 期 (2023年９月期)	第 13 期 (当事業年度) (2024年９月期)
売　上　高 (千円)	978,112	1,317,868	2,007,927	2,852,780
経常利益又は損失（△） (千円)	△395,173	△766,455	△671,662	87,111
当期純利益又は純損失（△） (千円)	△404,714	△770,628	△680,386	184,387
１株当たり当期純利益又は純損失（△） (円)	△102.20	△194.60	△171.81	31.62
総　資　産 (千円)	927,348	1,773,531	2,098,296	2,415,319
純　資　産 (千円)	444,526	245,863	165,499	649,879
１株当たり純資産 (円)	△270.90	△472.58	△644.39	61.26

(注) 2024年７月10日付で普通株式１株につき30株の割合で株式分割をしております。2021年９月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は純損失（△）及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 優秀な人材の確保及び育成

今後の一層の事業拡大及び収益基盤の確立にあたり、優秀な人材の確保及び育成が重要と考えております。当社の「世の中から卒業をなくす」というミッションに共感する優秀な人材を適時採用するとともに、当社の事業領域において市場リーダーシップを構築していくため、各種研修等の人材育成制度を充実させることによって、既存社員の能力及びスキルの向上を図り、企業と人材が共に成長することのできる体制の整備・維持・改善を積極的に推進してまいります。

② 知名度の向上

当社の企業価値向上にとっては、「Schoo for Business」をはじめとした各サービスの知名度の向上を図り、社会人教育市場のリーディングカンパニーの地位を確立していくことが必要と

考えております。また、知名度の向上は、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することにも寄与すると考えており、それぞれに適した広告活動を推進していく方針であります。

③　利益の定常的な創出及び財務健全性の確保

当社は、当事業年度に創業来初の黒字化を達成しましたが、広告投資を含む将来の事業成長のための投資及び当該事業成長を支える優秀な人材の採用強化を積極的に進めており、前事業年度までの経営成績は営業損失となっております。一方で、先行投資に関しては金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等の資金調達により、今後の資金繰りに支障が無いように対応しております。

当社の収益モデルは、当社サービスが複数年にわたり継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型の構造にありますが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があります。事業拡大に伴い増加傾向にある人件費及び採用費、先行投資として計上される広告宣伝費等の費用については、顧客基盤の拡大に伴い売上高に占める比率を低減させていくことが可能となります。

今後の効率的な新規顧客獲得活動や継続率の確保と人材育成を通じて会社全体の生産性を向上させることにより、収益性の向上に努め、利益を定常的に創出できる体制を構築し、安定した財務健全性を確保していく方針であります。

④　事業領域の拡大

当社は、主力サービスの「Schoo for Business」を中心に収益基盤を構築しておりますが、今後の更なる成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成をしていくことが課題であると認識しております。既存事業を拡大していくことにより積み上げる経営資源を活用し、学び続けられる仕組みを通じて社会課題の解決に貢献する、価値の高いサービスを積極的に展開することで事業領域の拡大を図ってまいります。

⑤　情報管理体制の強化

当社が運営する事業においては、顧客情報、個人情報を多く取り扱っており、これらの情報管理体制の一層の強化が重要であると考えております。

個人情報保護方針及びインサイダー取引の未然防止を含む社内規程の整備並びに規程の運用の徹底、社内研修の実施を通じて、これらの情報については厳正に管理していますが、引き続き関連社内システムの一層のセキュリティ強化、社内研修の更なる整備等を図り、情報管理のための体制を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年９月30日現在）

事業区分	事業内容
大人の学び事業	法人向け研修サービス「Schoo for Business」、個人向け学習サービス「Schoo for Personal」、高等教育機関等向け学習管理プラットフォームサービス「Schoo Swing」の提供

(6) 主要な営業所（2024年９月30日現在）

本社	東京都渋谷区鶯谷町
放送スタジオ	東京都渋谷区道玄坂

(7) 使用人の状況（2024年９月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
167（39）名	28名増（６名減）	35.3歳	2.7年

（注）１．当社は大人の学び事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
２．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年９月30日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社ＳＢＩ新生銀行	330,000
株式会社商工組合中央金庫	300,000
株式会社日本政策金融公庫	250,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2024年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　42,000,000株

（注）2024年７月10日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は40,585,440株増加し、42,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数　　10,609,200株

（注）2024年６月21日開催の取締役会決議により、2024年７月10日付で普通株式１株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数が10,255,560株増加し、10,609,200株となっております。

(3) 株主数　　22名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
森　健志郎	2,700,000	25.4
IF Growth Opportunity Fund I , L.P.	1,278,210	12.0
ＫＤＤＩ地方創生事業育成１号投資事業有限責任組合	1,116,060	10.5
ＢＩＧ２号投資事業有限責任組合	907,050	8.5
インキュベイトファンド２号投資事業有限責任組合	700,110	6.6
ＡＮＲＩ１号投資事業有限責任組合	700,110	6.6
あおぞらＨＹＢＲＩＤ２号投資事業有限責任組合	479,640	4.5
中西孝之	300,000	2.8
土佐機工株式会社	253,800	2.4
第一生命保険株式会社	253,770	2.4

（注）自己株式は有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第９回新株予約権	第１０回新株予約権
発行決議日		2021年２月25日	2021年９月10日
新株予約権の数		9,304個	8,796個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 279,120株 (新株予約権１個につき 30株)	普通株式 263,880株 (新株予約権１個につき 30株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 4,020円 (１株当たり 134円)	新株予約権１個当たり 10,440円 (１株当たり 348円)
権利行使期間		2023年３月11日から 2031年２月25日まで	2023年９月21日から 2031年９月10日まで
行使の条件		(注) １、２	(注) １、２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 6,300個 目的となる株式数 189,000株 保有者数 ２名	新株予約権の数 7,550個 目的となる株式数 226,500株 保有者数 ３名

		第１５回新株予約権
発行決議日		2023年12月11日
新株予約権の数		8,766個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 262,980株 (新株予約権１個につき 30株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 16,500円 (１株当たり 550円)
権利行使期間		2025年12月29日から 2033年12月11日まで
行使の条件		(注) １、２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 7,838個 目的となる株式数 235,140株 保有者数 ３名

（注）１．新株予約権の行使の条件等

(1) 行使条件

a. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について「2.当社が新株予約権を取得することができる事由」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

b. 新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。

２．当社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式の総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第２項に定義するものを意味する。但し、会社法第179条第３項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く。）を当社が承認した場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。但し、下記a.については、権利者が当社又は当社の子会社の取締役への就任を承諾しないこと及び取締役を辞任したことによって当該取締役の地位を喪失した場合を除き、権利者が当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失してから２年を経過したときに下記a.の地位を喪失したものとみなす。

a. 当社又は当社の子会社の取締役

b. 当社又は当社の子会社の使用人

c. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 権利者が当社又は当社の子会社の取締役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

a. 権利者が自己に適用される当社又は当社の子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

b. 権利者が取締役としての善管注意義務、忠実義務等当社又は当社の子会社に対する義務に違反した場合

(6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

a. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

b. 権利者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社の子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く

c. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合

d. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

e. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

f. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

g. 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(7) 当社は権利者が死亡した場合において相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第２項又は第274条第３項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第15回新株予約権
発行決議日		2023年12月11日
新株予約権の数		8,766個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 262,980株 (新株予約権1個につき 30株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 16,500円 (1株当たり 550円)
権利行使期間		2025年12月29日から 2033年12月11日まで
行使の条件		(注) 1、2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 928個 目的となる株式数 27,840株 交付者数 4名

(注) 1．新株予約権の行使の条件等

(1) 行使条件

a. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について「2.当社が新株予約権を取得することができる事由」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

b. 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。

2．当社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分

割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式の総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第２項に定義するものを意味する。但し、会社法第179条第３項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く。）を当社が承認した場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。但し、下記a.については、権利者が当社又は当社の子会社の取締役への就任を承諾しないこと及び取締役を辞任したことによって当該取締役の地位を喪失した場合を除き、権利者が当社又は当社の子会社の取締役の地位を喪失してから２年を経過したときに下記a.の地位を喪失したものとみなす。

a. 当社又は当社の子会社の取締役
b. 当社又は当社の子会社の使用人
c. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 権利者が当社又は当社の子会社の取締役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

a. 権利者が自己に適用される当社又は当社の子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
b. 権利者が取締役としての善管注意義務、忠実義務等当社又は当社の子会社に対する義務に違反した場合

(6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

a. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
b. 権利者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社の子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く
c. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合
d. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

e. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

f. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

g. 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(7) 当社は権利者が死亡した場合において相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第２項又は第274条第３項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(3) その他新株予約権等の状況

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日	2021年11月18日	2022年3月11日
新株予約権の数	1,440個	3,838個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 43,200株 (新株予約権1個につき 30株)	普通株式 115,140株 (新株予約権1個につき 30株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 10,410円 (1株当たり 347円)	新株予約権1個当たり 10,410円 (1株当たり 347円)
権利行使期間	2021年12月3日から 2028年11月30日まで	2022年3月25日から 2027年3月25日まで
行使の条件	−	1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を株式会社日本政策金融公庫に割当てております。	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を株式会社SBI新生銀行に割当てております。

	第13回新株予約権
発行決議日	2022年3月14日
新株予約権の数	2,880個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 86,400株 (新株予約権1個につき 30株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 10,440円 (1株当たり 348円)
権利行使期間	2022年3月25日から 2027年2月28日まで
行使の条件	−
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を株式会社商工組合中央金庫に割当てております。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森　健志郎	
取締役	古瀬　康介	事業本部本部長
取締役	中西　勇介	管理本部本部長
取締役	和田　圭祐	インキュベイトファンド　代表パートナー インキュベイトファンド株式会社　代表取締役 Creww株式会社　社外取締役 株式会社i CARE　社外取締役 IFホールディングス株式会社　代表取締役 株式会社フューチャースタンダード　社外取締役 株式会社ＥＶモーターズ・ジャパン　社外取締役
取締役	保科　剛	株式会社Ｔ　代表取締役 株式会社トランスファーデータ　社外取締役
常勤監査役	服部　有希	
監査役	芹川　太郎	芹川太郎公認会計士事務所　代表 株式会社トラックレコード　代表取締役
監査役	藤本　健一	藤本・早崎法律事務所　パートナー

（注）１．取締役 和田 圭祐氏及び取締役 保科 剛氏は、社外取締役であります。
２．監査役 芹川 太郎氏及び監査役 藤本 健一氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役 服部 有希氏及び監査役 芹川 太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役藤本健一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、2024年10月22日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場し、同日付で社外取締役 保科 剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、取締役 保科 剛氏、監査役 芹川 太郎氏及び監査役 藤本 健一氏との間に当該契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約）を締結し、被保険者に対してその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金及び争訟費用を填補することとしております。

ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事由に該当する場合は填補されない等、一定の免責事由があります。すべての被保険者の保険料は当社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等の額は、株主総会において定められた報酬総額の範囲内で決定されます。

取締役の報酬等につきましては、2016年12月16日開催の定時株主総会決議による報酬総額は１億円以内（決議時点の取締役の員数は３名）と定められております。個別の報酬等の算定については、取締役会において、株主総会決議による報酬総額の範囲内で、当社の業績、経営環境、当該取締役の役割とその責務の度合い及び一般的な報酬水準等を考慮し決定する方針としております。

監査役の報酬等につきましては、2024年７月９日開催の臨時株主総会決議による報酬総額は２千万円以内（決議時点の監査役の員数は３名）と定められております。個別の報酬等の算定については、監査役の協議により決定することとしております。

なお、当社は、2024年11月22日開催の取締役会において、取締役の報酬等の公正性、透明性及び客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に任意の報酬委員会の設置を決議いたしました。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	56,808 (2,700)	56,808 (2,700)	－ (－)	－ (－)	4 (1)
監査役 （うち社外監査役）	10,350 (3,600)	10,350 (3,600)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	67,158 (6,300)	67,158 (6,300)	－ (－)	－ (－)	7 (3)

（注）上記には無報酬の社外取締役を除いております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員に関する他の法人等の重要な兼職状況については、「4．会社役員の状況（1）取締役及び監査役の状況（2024年９月30日現在）」に記載のとおりであります。

・取締役 和田 圭祐氏

インキュベイトファンド株式会社が組成する「インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合」、「IF Growth Opportunity Fund I , L.P.」は当社の大株主であります。当社とその他の兼職先との間には特別な関係はありません。

・取締役 保科 剛氏

当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

・監査役 芹川 太郎氏

当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

・監査役 藤本 健一氏

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 和田圭祐	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。 出席した取締役会において、ベンチャーキャピタルにおける企業投資及び他の会社における役員としての豊富な知見に基づき当社の経営に対する有益な意見を述べる等、取締役として意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 保科剛	2023年12月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。 出席した取締役会において、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する有益な意見を述べる等、独立役員として意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 芹川太郎	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 藤本健一	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システム基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「コンプライアンス規程」を定め、全社に周知・徹底することで、コンプライアンスの実践に努めます。

・当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報制度を設けます。また、通報者に対する不利益な扱いを禁止するとともに、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとります。

・内部監査担当者は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行います。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じます。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理することとします。

・取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとします。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努めます。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行います。

・リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に関して必要な事項を定め、適切に評価・管理を行う体制を整備し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減を図ります。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。

・事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として決議会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議します。決議会議は、原則として毎月開催します。

(e) 財務報告の信頼性を確保するための体制

・「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務

報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。

(f) 監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等

・当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議して設置することとします。

・監査役を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は、監査役と協議して行います。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人はこれに応じて速やかに報告します。

・取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。

(h) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

(i) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

・監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとします。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査役は、当社の取締役会、決議会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができることとします。

・当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行います。

・当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図ります。

(k) 反社会的勢力の排除に向けた体制

・当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じな

いことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定め、当社の役員及び従業員に周知徹底します。

・平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

定時取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会において、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行っております。

また、決議会議を原則として毎月開催し、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図り、取締役会付議事項以外で重要な事案に係る決裁を行っております。

② 監査役の職務執行

定時監査役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討、監査役相互の情報共有等、監査に関する重要事項についての報告、協議を行っております。また、各監査役は、毎期策定される監査計画に基づき取締役会等の重要な会議へ出席し、経営方針やガバナンス上の課題について意見交換し、必要に応じ取締役に対し提言を行っております。

③ リスク管理及びコンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行っております。また、「コンプライアンス規程」に基づき内部通報窓口を設け、定期的な研修等を通じて従業員に対して啓蒙活動を行っております。

情報セキュリティについては、情報漏洩及びシステム障害の予防や発生時の対応手順を整備し、第三者の査察を受けて ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を引き続き取得しております。

④ 内部監査の実施

内部監査担当者による内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に報告され、後日改善状況の確認を行っております。内部監査担当者は、監査役と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について情報共有することで連携を図っております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化及び収益基盤の多様化や収益力強化のために必要な内部留保を確保することを最優先としつつ、配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後の成長に資する人員の採用や広告宣伝に係る支出に有効活用していく方針です。一方で、株主に対する安定的な利益還元の実施は重要な経営課題であると認識しております。今後の利益配分につきましては、業績動向を考慮しながら、将来の事業拡大や収益の向上を図るための資金需要や財務状態を総合的に勘案し、適切に実施していく方針でありますが、現時点において具体的な実施の可能性や時期については未定であります。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,283,149**	**流動負債**	**1,101,440**
現金及び預金	2,045,007	1年内返済予定の長期借入金	216,000
売掛金	195,156	未払金	173,055
貯蔵品	2,024	未払費用	16,691
前払費用	38,877	未払法人税等	530
その他	2,334	未払消費税等	110,957
貸倒引当金	△251	契約負債	572,533
固定資産	**132,170**	預り金	11,671
有形固定資産	**6,258**	**固定負債**	**664,000**
建物	0	長期借入金	664,000
工具、器具及び備品	6,258	**負債合計**	**1,765,440**
無形固定資産	**13,570**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	13,570	**株主資本**	**649,879**
投資その他の資産	**112,340**	**資本金**	**100,000**
敷金	14,757	**資本剰余金**	**365,492**
繰延税金資産	97,573	資本準備金	365,492
その他	10	**利益剰余金**	**184,387**
		その他利益剰余金	184,387
		繰越利益剰余金	184,387
		純資産合計	**649,879**
資産合計	**2,415,319**	**負債純資産合計**	**2,415,319**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年10月1日から
2024年9月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,852,780**
売上原価		**895,063**
売上総利益		**1,957,717**
販売費及び一般管理費		**1,841,456**
営業利益		**116,260**
営業外収益		
受取利息	195	
雑収入	4,142	4,337
営業外費用		
支払利息	22,536	
社債利息	1,364	
株式交付費	1,199	
上場関連費用	8,385	
雑損失	0	33,486
経常利益		**87,111**
特別利益		
固定資産売却益	231	231
税引前当期純利益		**87,343**
法人税、住民税及び事業税	530	
法人税等調整額	△97,573	△97,043
当期純利益		**184,387**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	745,886	－	745,886	△680,386	△680,386	165,499	165,499
当期変動額								
新株の発行	49,996	49,996		49,996			99,992	99,992
転換社債型新株予約権付社債の転換	100,000	100,000		100,000			200,000	200,000
減資	△149,996	△530,390	680,386	149,996			－	－
欠損填補			△680,386	△680,386	680,386	680,386	－	－
当期純利益					184,387	184,387	184,387	184,387
当期変動額合計	－	△380,393	－	△380,393	864,774	864,774	484,380	484,380
当期末残高	100,000	365,492	－	365,492	184,387	184,387	649,879	649,879

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　15年 工具、器具及び備品　４年～５年
② 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費	支出時に全額費用処理しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、大人の学び事業のみの単一セグメントで事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・ 月額利用料等サービスに係る収益

当社は主に法人向けのオンライン学習サービス『Schoo for Business』を提供しております。当該サービスの提供に係る履行義務は、ライブ配信コンテンツへの参加やアーカイブ動画コンテンツの視聴及びダウンロード（以下、月額利用料サービス）を利用できるような環境を顧客に提供することと管理者専用画面の設定及び機能活用サポート等（以下、初期導入サービス）になります。

月額利用料サービスに係る収益においては、履行義務が一定の期間において充足されると認識しており、契約期間にわたって収益を認識しております。

初期導入サービスに係る収益については、月額利用料サービスと一体の履行義務として認識し、月額利用料サービスの契約期間にわたって収益を認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　97,573千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて繰延税金資産を算定しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画に基づいており、当該事業計画策定上の主要な仮定は、翌事業年度における新規契約についての契約社数及びARPA（1顧客当たりの平均売上金額：Average Revenue Per Account）並びに継続契約についての解約率に関する予測であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

国内の不確実な経済条件の変動等により、主要な仮定に基づく見積りが実績と異なった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　35,910千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	200,000千円
借入実行残高	－
差引額	200,000

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　10,609,200株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　787,740株

5． 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	657,695千円
減価償却費	11,851
一括償却資産	2,615
その他	3,684
繰延税金資産　小計	675,846
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△568,558
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,714
評価性引当額　小計	△578,272
繰延税金資産　合計	97,573

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、不動産賃貸借契約に伴い支出したものであります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、１年以内に支払期日が到来するものであります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で７年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権及び敷金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

(イ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(＊)	時　価 (＊)	差　額 (＊)
① 敷金	14,757	14,443	△313
② 長期借入金(１年内返済予定を含む)	(880,000)	(830,745)	(△49,254)

(＊) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

（注）長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金（1年内返済予定を含む）	216,000	564,000	100,000	－
合計	216,000	564,000	100,000	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	－	14,443	－	14,443
長期借入金（1年内返済予定を含む）	－	830,745	－	830,745

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

建物の賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、国債利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高はすべて顧客との契約から生じたものであります。また、当社は大人の学び事業の単一セグメントであり、財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

「学び手」に向けたサービス	2,779,634
「教え手」に向けたサービス	73,146
顧客との契約から生じる収益	2,852,780
その他の収益	－
外部顧客への売上高	2,852,780

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	118,770	195,156
契約負債	482,217	572,533

契約負債は、主に『Schoo for Business』サービス提供における前受収益に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、482,073千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　61円26銭

(2) １株当たり当期純利益　31円62銭

（注）2024年７月10日付で普通株式１株につき30株の割合で株式分割をしております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

9．重要な後発事象に関する注記

（一般募集による新株式の発行）

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2024年10月22日付で同取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024年９月17日及び2024年10月２日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2024年10月21日に払込が完了いたしました。

① 募集方法　：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
② 発行する株式の種類及び数　：普通株式　1,000,000株
③ 発行価格　：１株につき　690円
④ 引受価額　：１株につき　634.80円
⑤ 資本組入額　：１株につき　317.40円
⑥ 発行価格の総額　：690,000千円
⑦ 払込金額の総額　：634,800千円
⑧ 資本組入額の総額　：317,400千円
⑨ 払込期日　：2024年10月21日
⑩ 資金の使途　：①人材に対する投資、②マーケティングに係る広告宣伝費

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2024年10月22日付で同取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024年９月17日及び2024年10月２日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2024年11月19日に払込が完了いたしました。

① 募集方法　：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
② 発行する株式の種類及び数　：普通株式　813,500株
③ 割当価格　：１株につき　634.80円
④ 資本組入額　：１株につき　317.40円
⑤ 割当価格の総額　：516,409千円
⑥ 資本組入額の総額　：258,204千円
⑦ 払込期日　：2024年11月19日
⑧ 割当先　：野村證券株式会社
⑨ 資金の使途　：「一般募集による新株式の発行　⑪　資金の使途」と同一であります。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月28日

株式会社Ｓｃｈｏｏ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北　澄　裕　和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長　谷　川　宗

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Ｓｃｈｏｏの２０２３年１０月１日から２０２４年９月３０日までの第１３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月29日

株式会社Ｓｃｈｏｏ　監査役会

常勤監査役　服　部　有　希　㊞

社外監査役　芹　川　太　郎　㊞

社外監査役　藤　本　健　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	森健志郎（もりけんしろう） (1986年10月14日)	2009年４月 株式会社リクルートメディアコミュニケーションズ(現:株式会社リクルート) 入社 2011年11月 当社設立 代表取締役社長(現任)	2,700,000株
	【取締役候補者とした理由】 森健志郎氏を取締役候補者とした理由は、これまで当社の代表取締役社長として、当社の経営を担ってきた実績と経験、経営全般における豊富な見識を有することから、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。		
2	古瀬康介（ふるせこうすけ） (1975年12月6日)	2000年４月 日本電気株式会社 入社 2007年１月 株式会社リクルート 入社 2012年10月 株式会社リクルート住まいカンパニー 転籍 2017年４月 同社 プロダクトマネジメントユニット ユニット長(役員) 2018年４月 当社入社 執行役員 2018年11月 当社取締役 就任 2023年４月 当社取締役 事業本部本部長(現任)	－
	【取締役候補者とした理由】 古瀬康介氏を取締役候補者とした理由は、当社の事業本部の責任者を務め、豊富な経験と実績のもと、今後も当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	中西勇介（なかにしゆうすけ） (1980年3月3日)	2003年４月 株式会社白元 入社 2006年11月 株式会社親和銀行(現:株式会社十八親和銀行) 入行 2009年８月 株式会社白元 入社 2014年６月 同社取締役 就任 経営企画本部長 2014年９月 白元アース株式会社 入社 2015年３月 株式会社ミスミ 入社 2016年６月 株式会社サイカ 入社 2017年１月 同社取締役 就任 管理本部長 2020年７月 当社入社 執行役員管理本部 本部長 部門責任者 2021年９月 当社取締役 就任 2022年６月 当社取締役 管理本部本部長(現任)	－
	【取締役候補者とした理由】 中西勇介氏を取締役候補者とした理由は、当社の管理本部の責任者を務め、豊富な経験と実績のもと、今後も当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	和田圭祐（わだけいすけ） (1981年12月28日)	2004年４月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社入社 2006年１月 株式会社サイバーエージェント 入社 2007年４月 セレネベンチャーパートナーズ 設立 代表パートナー(現任) 2010年５月 インキュベイトファンド 設立 代表パートナー(現任) 2010年７月 株式会社奇兵隊 取締役 就任 2010年９月 インキュベイトファンド株式会社 代表取締役(現任) 2013年２月 Creww株式会社 社外取締役 就任(現任) 2014年10月 株式会社ietty 社外取締役 就任 2015年11月 株式会社i CARE 社外取締役 就任(現任) 2017年３月 IFホールディングス株式会社 代表取締役 就任(現任) 2019年５月 株式会社フューチャースタンダード 社外取締役 就任（現任） 2019年６月 ジョイズ株式会社 社外取締役 就任 2021年12月 当社社外取締役 就任(現任) 2024年３月 株式会社EVモーターズ・ジャパン 社外取締役 就任(現任) （重要な兼職の状況） インキュベイトファンド 代表パートナー インキュベイトファンド株式会社 代表取締役 Creww株式会社 社外取締役 株式会社i CARE 社外取締役 IFホールディングス株式会社 代表取締役 株式会社フューチャースタンダード 社外取締役 株式会社EVモーターズ・ジャパン 社外取締役	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 和田圭祐氏を取締役候補者とした理由は、ベンチャーキャピタルにおいて企業投資、また複数社において社外取締役という立場から企業経営に従事しており、これらの豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の監督機能の客観性及び中立性を確保することを期待したためであります。なお、同氏が代表を務めるインキュベイトファンド株式会社が運用するファンドであるインキュベイトファンド２号投資事業有限責任組合、IF Growth Opportunity Fund I, L.P.が保有する当社株式の合計数は1,978,320株でありますが、その他、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	保科 剛（ほしなつよし） (1957年10月4日)	1981年４月 日本ユニシス株式会社(現:BIPROGY株式会社)入社 2004年４月 同社最高技術責任者(CTO) 就任 2017年４月 キャナルベンチャーズ株式会社 代表取締役就任 2020年４月 日本ユニシス株式会社(現:BIPROGY株式会社)エグゼクティブアドバイザー 就任 2020年４月 株式会社T 代表取締役 就任(現任) 2021年12月 株式会社AIトラベル(現:株式会社トランスファーデータ) 社外取締役 就任(現任) 2023年12月 当社社外取締役 就任(現任) （重要な兼職の状況） 株式会社T 代表取締役 株式会社トランスファーデータ 社外取締役	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 保科剛氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する幅広い経験と豊富な知識を有しており、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性を確保するための助言・提言をいただけることを期待したためであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．和田圭祐氏及び保科剛氏は、社外取締役候補者であります。
３．和田圭祐氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
４．保科剛氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
５．和田圭祐氏は、2024年11月をもって株式会社フューチャースタンダードの社外取締役を退任する予定であります。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2024年9月30日）現在の株式数を記載しております。
7. 当社は、保科剛氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、その損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、保科剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第２号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年12月16日開催の定時株主総会において、報酬総額100,000千円以内（決議時点の取締役の員数は3名）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額300,000千円以内（うち社外取締役分50,000千円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、当社が任意に設置する報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告「4.会社役員の状況（4）①」に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）でありますが、第１号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

第３号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2024年7月9日開催の臨時株主総会において、報酬総額20,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額50,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は3名であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区鶯谷町２番７号
エクセルビル　６階　当社会議室
TEL 03－6455－1680



交通　ＪＲ渋谷駅　　西口より　　徒歩約12分